

令和7年5月29日

南アルプス市議会議長
戸 栗 淳 様

南アルプス市議会議員政治倫理審査会
会 長 藤 田 亜 由 未

審 査 結 果 報 告 書

令和7年4月23日付けで本審査会に付託された請求事案について、審査結果を南アルプス市議会議員政治倫理条例第6条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員

飯久保 貴 議員

2. 審査請求事案の内容

市内で行われた道祖神祭りで運営に携わる青少年育成会に奉納金を自身の名義で支出したことにより公職選挙法に抵触した可能性があることに対し、南アルプス市議会政治倫理条例第3条第5号の政治倫理の基準に反する疑い。

3. 審査会の設置

令和7年4月23日付けで、市議会議員20名の連署をもって、議長あてに南アルプス市議会議員政治倫理条例第4条に基づく審査請求書が提出された。

戸栗淳議長は、審査請求内容を確認し、審査請求が所定の要件を満たしていることから、条例5条に基づき、南アルプス市議会政治倫理審査会を設置。

同条第2項の規定により、審査会委員は、審査の対象となった議員及び議長を除く全議員が委員となった。

4. 審査の経過等

【第1回審査会】令和7年4月30日（水） 出席委員19名

審査会の会長に藤田亜由未委員、副会長に名取常雄委員が互選された。その後、「今後の審査会日程（案）」について協議した。また、次回の審査会において、審査対象議員を招致することに決定した。

【第2回審査会】令和7年5月15日（木） 出席委員19名

審査対象者である飯久保貴議員から事情聴取した後、同議員に弁明の機会を与えた。要約は以下のとおり。

経過説明

（飯久保貴議員）

今年1月に私の地元富士見町町内会の青少年育成会主催の道祖神祭典に招待をいただきました。そこに出席をいたしまして、その時、奉納金として1万円を富士見町青少年育成会の会計担当者の方に手渡ししました。後日、そのことが公職選挙法に抵触する恐れがあると判断をして、富士見町青少年育成会関係者の方に、私の手渡した奉納金1万円を返金していただき、会計報告の修正を依頼し処理していただいたということでございます。

質 疑

（矢崎俊秀委員）

公職選挙法違反に抵触する恐れがあるという報道であります。飯久保議員が3月14日に掲載されているブログでお認めになっていると理解をしたのですが、その通りでしょうか。

（飯久保貴議員）

はい。公職選挙法に抵触する恐れがあるということは私も全くその通りでございます。

弁 明

（飯久保貴議員）

私のいたって軽率な行為、また不徳の致すところでございます。今後一切こういうことがないようにしていきたいと思いますので、また皆さんにはご指導ご鞭撻をいただきたいと、そのように思っております。

弁明の機会を与えた後、出席委員の意見をもとに協議した結果、本審査会は、今回の事案を政治倫理基準（南アルプス市議会議員政治倫理条例第3条第5号）に違反するものと認定。講ずるべき措置については次回審査会で審議することに決定した。

【第3回審査会】令和7年5月22日（木） 出席委員18名

各委員が講ずるべき措置の考えを持ち寄り審査した結果、（1）議長による口頭注意が15名、（2）文書による嚴重注意が2名となり、本審査会は講ずべき措置として「議長による口頭注意」と決定。次回審査会で結果報告書（案）を確認することに決定した。

【第4回審査会】令和7年5月29日（木） 出席委員18名

審査結果報告書（案）の内容について確認をした後、審査結果報告書を議長へ提出することに決定し、審査を終了した。

5. 審査の結果

（1）政治倫理基準に違反する事実の存否等について

令和7年1月に道祖神祭りで運営に携わる青少年育成会に奉納金を自分の名義で支出したことに對し、南アルプス市議会政治倫理条例第3条第5号に反するものと認定した。

（2）講ずるべき措置について

本審査会は、飯久保貴議員に対し、南アルプス市議会議員政治倫理条例第6条第8項（1）「議長による口頭注意」の措置と決定した。